

海外婦人労働資料第二四号

製造工業の女子年少者に対する
賃金、労働時間、労働條件

(工場施設関係抜萃)

労働省婦人少年局

カリフォルニア州工業局
香買会命令第二号

一九四七年六月一日施行

(8) 制服及伏施設

(6) 手袋、長靴

(四) 食料及び住居

食料及び住居が最低賃金の一部として使用費により賄えられてゐる場合においては、下記の金額を超過して算定されてはならない。

共同部屋 一週 帛二五〇

アパートメント……通常の室料の

朝食 三〇仙 最低賃金から實際にとらむい食事に ついて減額をしては

食争と食
四〇仙 決断は内外の仕争の交替に調和した實際の食争についてのみ与される

一食六〇仙 ければむらむい。

(10) 食平時間

いかなる労働者も三〇分以下の食事時間と興えられ、仕事に対する報告と建設的討論以上労働することとを要求されてはならない。労働者を統けるがために与えられる食事時間とは業務の生産上労働者

四
一
磚
方

がすべての義務から放れることのできない場合においてのみ許される。又かゝる勤務中の食事時間には賃金の減額をするに似く、労務時間に入られなければならない。

(11) 休憩時間

すべての使用者はすべての時刻者に対して休憩時間をとることを許可しなければならない。かかる休
憩時間ができるだけ各労働時間の中間に設けなければならない。

休憩時間は四十分の間、又日曜教につぎ一〇分の割で算定され得れば好むらむいゝかゝる休憩時間につ

(12) 更衣室及休息室

使申看は辨竹時向中においては辨竹香の外衣につき、及び辨竹時向外においては辨竹香の休業衣につき充分な保管をしなければならぬ。取業により更衣が必要なる場合においては辨竹香が概りて然る状態に更衣の必要を感ずる處が與えられなければならぬ。

當時に使用される女子勞働者の数が二〇人以上五〇人未満の場合において同寮椅子一台、女子勞働者一〇〇名又超過数の看すことと追加一台が興えられなければならない。但し、紫房の荘園上立業を必得とする場合においては、女子勞働者一〇名以上と對して寮椅子一台が興えられなければならない。病室の寝台は要求されている寮椅子の數に算入されてはならない。

室に置かれなければならぬ。この室には床、障子、換気、保溫につき適當な措置を講じなければならぬ。

03 飲用水及公衆面用具

雇用の各社の陽前において、弊社の便覧の左のに、清浄な飲用水を興えられねばなり。口別の紙、コップが用意されるが又は衛生的の飲用の腹水を設置し、少くとも二インチの噴出口が常時使用できる。

床に鋪蓋を敷ければよい。

(6) 丁子野門番三五名又はその職務につき洗面器一口又は全床の洗面用具が設備されなければならない。
この用具の表面は滑らかで、汚れがつきにくいものとする。又常に清潔で衛生的にして、
つかひければならない。充分な石鹸及び口剃の手拭又は紙の手拭を設けなければならない。其全の手
拭は禁止される。

(14) 煨餅

女子用便所は女子用なることを明示しむければよい。設備すべて便所敷は下駄の通り。

一〇〇名以上について四廿子并佐香の二五名又は聯敘を習ふこと一箇の割とする。

(註) 事業所の全従業員が五名以下で、一口の便所のみを使用可能な場合は、男・女共用のものとしてもかまはない。

(6) 一級碼頭

1	15
16	30
31	45
46	60
61	80
81	100

1	15
16	30
31	45
46	60
61	80
81	100

されど竹は折るな

④ 床はセメント、漆喰、タイル、絨毯をなけに敷く、又はその他の防腐の材料で床をなす。これは、
 少ない、又床と壁の角は紙封しおければよい。壁、仕切り、扉、網戸、障子の柱、煙突、及

ひとの他の施願の表面は情か、商賈性でなければならぬ。すべての彩色は水に浸漬は強い色彩でなければならぬ。

供給

各区別に適當な保健員にトイレツトペーパーを附え付けなければならぬ。衛生館をナスギンと
適當な価格で館庫に入手せざる様に、又それを処置する適當な措置が講ぜられなければならぬ。
(4) 位置 便所は感染症に感染の便利と二つに設置され、労働者がそこに行くために一階以上を
いて昇降する必要が無い様にしなければならぬ。更衣の施設において便所をその建物に設ける
ことができないと監督官庁が認めた場合は、規定の休憩時間以外に補助時間を女子及び年少者に對
して許可しなければならぬ。

15 應手當

(16) 重疊物の持ちあげ
 充分な起懸手当材料を削ぐ塵埃除けの容器に清潔且つ衛生的に保存しておかすべし。必要ならば、

何人も在子竹竹香に行政官の許可ある場合を除き、二五ポンドを超過する雷震物を舟上へ又は運搬することゝ要求し又は許可しては得ない。

115

適當なるが世子時、御金匱に與えられりければならぬ。實務の仕續上立つては、まづ御所する秘證がある場合に於ては、充分の数のいすが仕舞場に重疊して設置され、所竹者か活動的雇用の樂務に従事して居る時、その使用を許可し置かれねばならぬ。

床

されば材料の格子を又は算少者が立つにまゝ勞作することゝ要求されているすべての場合に興

えなければならぬ。

(18) すべての施設の床及び階段は安全で滑かたしつかりしたものでなければならぬ。

(19) 風気の悪い作業が行はれる場合においては、床を適当に乾燥しなくてはならぬ。床が濡り又ぬすべり易い場合においては、充分な注意があり危険性の高い格子を設備しなければならぬ。業務の性質上格子の使用が適当な場合においては、不足に対する保護施設を使用者は設備しなければならぬ。

(20) 建築物、施設及び構造物の安全に、清潔に、衛生的に、且長く修理しておかなければならぬ。

(21) 女子又は年少者が使用するすべての事業所は労働時間中適當な照明の設置を満じなければならぬ。照明源は、與えられる光が能率の劣化に充分であり且つ視覚に対する不快感の要素又は労働者の眼に肉害を及ぼさざる事を防止し得る性質のもので又その依に設置されなければならぬ。

(22) 女子又は年少者が使用される各室の換気を完全にし且つ各人に対して五〇〇キユービックフィート以上の空気がある様にしなければならぬ。

(23) 業務の性質が許せば各作業場内において、最低攝氏六五度、気候が許せば最高攝氏七二度の温度を保持しなくてはならぬ。作業の性質上作業場において過度の熱を生ずる場合は、かかる過度の熱を減ずるために特別の設備を設けなければならぬ。業務の性質上攝氏六五度の温度を保持することができない場合は労働者が過度をとるために入ることのできる暑い室を設置しなければならぬ。

(24) 女子又は年少者が使用されている各室には相宜に相當の距離を保ち、避妊する事のできなければならぬ。

(25) どの出口も昇降梯以外のものでなければならぬ。三階又は三階以上からは最低一ヶ所の外出口を指定火災避難口としなければならぬ。又必要の場合は火災避難口を追加指定することができる。出口は明瞭に指示し、労働時間中鍵を掛けてはならぬ。

(26) 昇降梯 女子労働者が雇用の場所に通ずるために階段を二階以上昇降する必要があるに依り昇降梯を設けなければならぬ。

(27) 適用除外 委員会において適當なる調査の後、この命令の第一〇章乃至第二四章のある條項の施行が実質的に労働者の健康、安全、又は安全を促進せず且つ使用者に不當の困難を與えたと認められた場合においては委員会の指令により適用除外をすることができる。かかる適用除外は書面により効力を発し、書面による適當な告知の付録をすることができる。適用除外の申請は使用者によつて書面により委員会に対してなされなければならない。